

とうまの議会

発行：当麻町議会 北海道上川郡当麻町3条東2丁目1番1号 TEL(0166)84-2111

第4回定例会開催



当麻消防出初式(1月5日)

今号の目次

町政を問う(一般質問).....	P 2
議案の審議	P 9
地方の声を国政の場へ(意見書).....	P11
常任委員会の行政視察報告	P12
第5回臨時会	P16
議会のうごき	P17
委員会活動	P18
議案審議の結果	P19



平成23年 第4回定例会

平成23年第4回定例町議会は、12月14日に招集され、会期1日間で開かれました。

今定例会は、町長の行政報告、4議員からの一般質問につづき、条例の制定1件、一部改正3件、規約の変更1件、協定の変更1件、振興協議会の廃止1件、町道の認定及び廃止1件、補正予算4件、さらに議員より提出された意見書1件などを審議しました。

また、総務文教・産業福祉の各常任委員長から行政視察の報告がありました。

なお、今号では第5回臨時会（11月28日開催）の審議結果についてもお知らせします。

〔議案審議結果は19ページをご覧ください〕

●
ここが聞きたい

町政を問う

第4回定例会において、山下、前田、加藤、善光の4議員が一般質問を行い、町長と教育長の考えを尋ねました。

（要旨にて掲載）

A & Q



問 学力の向上に向けた取り組みは

答

各学校と連携を深め
条件整備に努める

教 育



山下 議員

問

新学習指導要領では「ゆとり教育」は全国的に学力

の低下が指摘され「脱ゆとり教育」に方針転換されており、学力向上をめざして授業時間を増やし理科や数学などの重点教育や小学校に英語授業が位置付けられました。また、その大きな特徴は、日本の児童、生徒の学力が国際的に低下していることに対してその学力向上をめざしていることです。

平成19年4月に小学6年生・中学3年生を対象に43年ぶりに全国学力テストが実施されました。北海道の子どもたちの学力は全国47

都道府県のうち小学校で46位、中学校では44位の下位にあり、しかも、札幌を中心に地方へいくほど低下すると言われています。

このような現状で教育委員会は、将来を担う大切な児童、生徒の学力向上に果たす役割は大きく、学校や家庭、地域にも細かな対応が望まれています。

学校は学力の向上にむけ授業の効率化のもと、どの子にも同じく理解できるように教師の創意工夫が求められ、家庭には子どもの成長を促す家庭教育としての基本的生活習慣の習得が問われています。さらに地域は子どもへの安心・安全に配慮した環境づくりが求められています。

本町は、部活や少年団活動が盛んで、今まで児童、生徒が全国大会で活躍するなど大きな成果を幾つも残しており、町民は感動と元

気をいただいています。また、礼儀や試合態度において素晴らしいお褒めの言葉をいただくなど、町民の一人として大変嬉しく思うところ です。

しかし、学力テストの結果にありますように学力の向上にむけて、学校に対する指導や家庭、地域の教育力の向上を教育長はどのように考え進めておられるのか伺います。

また、最近、全国的に警察は安全装置のない自転車の走行や自転車の歩道走行を法令をもって厳しく取り締まっていくことが報道されています。児童、生徒の通学や家庭における自転車使用について、安全を優先に考えるとき車道や歩道のどの部分を走行させる指導をされるのか、教育委員会として新年度に向けて検討していくべきと考えますがいかがでしょうか。以上の2件について伺います。



糠谷 教育長

答

1点目の「学力の向上について」どのように進めているのかについてであります。ご指摘の通り、子どもたちの学力向上が教育上の喫緊の課題となっております。

OECDの実施する学力国際比較調査において我が国の高校生の学力低下が顕在化した、いわゆる「PISAショック」は2003年のことであり、教育立国であります我が国の将来に関わって、各方面から「学力向上」が大きな課題として取り上げられました。

この度、30年振りに「ゆとり教育」が方向転換され、今年度から小学校で、新しい学習指導要領の全面实施となりました。中学校は24年度からの実施です。

新しい学習指導要領も、子どもの「生きる力」をはぐくむことが基本理念となっておりますが、従来に比べますと、学習時間の増加と共にコミュニケーション能力を向上させることなどに力点が置かれております。

子どもたちが多様な経験をする中で、基礎的・基本的な学力をしつかりと身に付け、それらを活用して自ら考え判断し、意欲的に課

題を解決していくことは、「知識基盤社会」の時代と言われる現代社会を生き抜く力として不可欠であると考えております。

従いまして、教育委員会といたしましては、子どもたちの学力向上に向けて、各学校と連携を深め、条件整備に努めているところでございます。

具体的には、「退職教員外部人材活用制度」、「指導方法工夫改善加配」などの文科省事業の活用や町費での「学習支援員の配置」、さらには学校支援地域本部事業とリンクしてスクールボランティア（教育大生）の活用などを行っております。

また、各学校の取り組みといたしましては、家庭学習の習慣化に向けて、それぞれ児童生徒向けと保護者用に「家庭学習のすすめ」や「学習の手引き」を配布し学習習慣の定着を意識化させる努力を行っておりますし、読み聞かせや朝読書の取り組み、チャレンジテストの活用、習熟度別学習やT・T（ティーム・ティーチング）などを活用してより細やかな学習指導に努めていただいております。子どもたちの学力向上に向けた

取り組みは、継続して行くことが重要と考えております。

なお、次代を担う子どもたちの健全な成長には、学力向上という「知」の部分と、豊かな心の「徳」の部分、そして健康な体力という「体」の部分、「知・徳・体」のバランスの取れた成長こそが求められます。青少年健全育成町民ネットワーク推進委員会なども連携し、当麻町子どもたちがこれからも心身共に健やかに成長して行くように努めてまいりますので、ご理解を賜りたく存じます。

2点目の自転車の安全走行のあり方についてであります。近年、首都圏を中心とした都市部においてブレーキを外した自転車、「ピスト自転車」が若者の間で流行の兆しを見せており、歩行者との接触で死亡事故の発生も報道されておりあります。当麻町ではまだ見かけておりませんが、若者文化としてこのような自転車を使用する者が出てこないか憂慮しているところでございます。

当然、ノーブレーキで公道を走行することは、道路交通法違反でありますので、そういう場合は関係機関の協力を得て取り締まっ

いただくことになろうかと思っております。

また、平成20年6月の道路交通法改正に伴って、自転車は「車両」であることがより明確にされ、70歳以上の高齢者と13歳未満の幼児児童を除いて、基本的には車道を通行することとなっております。

従いまして、法的には中学生の通学などは車道を走行することとなりますが、現状では、歩道も徐行走行している実態にございます。

通勤時の車両の多いときなどの安全性を考えたときに、自転車は車両であることを認識し、歩行者優先の原則を十分に踏まえた上で歩道を徐行走行することは止むを得ないと判断いたします。

なお、各小中学校では毎年、春に交通安全教室を実施し、自転車通学を許可制にしておりますが、新年度の自転車利用につきましては、学校、関係機関と連携協議し、今まで以上に安全走行の徹底を図ってまいりますので、ご理解願います。

再質問

山下議員

問

当麻中学校には支援員等が4名いますが、当麻小学校は生徒数が当麻中学校の1.5倍おります。学力を上げるには先生の退職者など支援員を一層増やしていくべきと考えますが、いかがですか。また、自転車の歩道走行は止むを得ないことと思いますが、学校と保護者、役場交通安全係、警察など関係者の協議会を設置して考え方を統一することが大事ではないか。

答

教育長

学校での先生の配置ですが、当麻小学校においては、特別支援員が担任と2人で指導し、教務主任にも必要などきに入ってもらい指導していただいております。

また、当麻中学校については、教育大生の支援もいただいております。従来からみたら支援していると判断しております。

自転車の歩道走行については、これから関係者と連携をとり、進めたいと思っております。



再々質問

問

山下議員
中学校の部活動や小学校の少年団活動で指導する先生の負担を軽減するため、町内の優秀な方

答

教育長
学校支援地域本部事業にはスポーツ指導も含まれておりますが、これからも町内の優秀な方に指導をお願いしたいと考えています。

に指導協力をお願いしたらいかがですか。

問

当麻農業の振興策は

答

複合経営の充実を図り積極的に支援

農 業



前 田 議 員

問

当麻町の基幹産業は農業でありますので、農業の振興なくして本町の発展はあり得ません。

しかし、農業の将来展望は決し

て明るいものでないことも事実です。

現在、わが国のTPPへの参加是非について、政府内の議論が行われており、仮に、わが国がTPP交渉に参加した場合、主食である米を関税撤廃の例外品目とするのは「大変困難」との認識を示されており、本町の農業に大きな影響がでることが懸念されております。

この連携協定は、交渉締結時に

90%の関税を撤廃し、残りの10%も10年程度で段階的に撤廃しなければなりません。

また、TPPにより北海道は、どれぐらい打撃を受けるかという試算が北海道農政部から出ており、それによりますと、農家戸数は現在の6万戸のうち3万3,000戸廃業し、単年度で2兆1,000億円の影響があると考えられております。

当麻町の農業は、恵まれた自然条件を最大限に生かし、生産者や農業団体、行政のたゆまぬ努力によって、現在、水稻を基幹としたそ菜、花き等を組み合わせた複合経営が確立され、生産される農産物も高い評価を得てきました。

しかし、今後、米価を始め農産物の価格低迷や生産コストの高騰による収益減少、農業者の高齢化、後継者不足等を考えますと、今後、水田農業を確立することは非常に困難を極めるところであります。町として、当麻農業の将来像をどのように考え農業振興されるのか伺います。

答

議員が述べられましたとおり、北海道農政部が試算しましたTPP協定締結による北海道農業への影響は、3万3,000戸の農家が廃業し、農業関連産業等も含めると2兆1,254億円の影響が生じると見込まれております。

米だけを見ましても、1万5,000戸の農家が廃業し、2万2,000人の農業関係の失業者が生じ、影響額では2,513億円と非常に大きな打撃を受ける試算となっております。

私も出席いたしましたのが、11月30日に全国町村長大会があり、農林水産業の衰退など、町村を取り巻く環境が厳しさを増す中で、TPPの参加はさらに一層深刻な状況に直面するとして、4度目のTPP交渉への参加に反対する決議を全会一致で採択いたしました。

本町としましても、TPP交渉



菊 川 町 長

の参加阻止へ向けて、生産者の皆さんと一致団結し、行動していくことが重要であると考えております。

国では、未だTPPに参加する前提での具体的な農業政策を示しておらず、先行きは不透明な状況であります。国が仮にTPPに参加しませんが、本町の基幹産業は農業でありますので、今後とも農業の振興に努めていかなければなりません。

さらには、次代の当麻農業を担う若い世代が希望と夢を持つために、農業が高収益の見込める魅力ある産業になることが、当麻の農業にとりまして大変重要なことでもあります。

本町の農業は、従前より水稻を基幹としたそ菜、花きを取り入れた複合経営を推進してまいりました。

そ菜、花きにつきましては、道内外におきまして、品質、収量ともに高い評価をいただいております。農業の経営的にも高収益を得る手段として定着しているところであります。

今後におきましても、この複合経営をさらに充実させるため、生

産者と農業団体等が一体となり、ブランド化された米をはじめ、そ菜や花きをどのように有利販売していくか、その販売額をいかに生産者の収益増につけていけるのか、当麻農協とともに販売戦略を構築していく必要があります。町としても積極的に支援してまいりたいと考えております。

また、現行の戸別所得補償制度の利用や来年度から国が予定している地域農業マスタープランによります担い手の確保及び規模拡大事業、町独自のアグリサポート事業などの活用により、新規就農と農地集積を図り足腰の強い当麻農業を確立してまいりたいと考えております。

そのためにも町農業合同事務所を中心として、迅速かつ幅の広い情報収集を行うとともに、関係農業機関が総力を結集してこの難局を越えることができるよう支援してまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。

問

総合事業を
第5期計画に取り入れるのか

答

導入はしない考え



加藤 議員

問

第5期当麻町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

(計画期間：平成24年度から平成26年度までの3ケ年)が策定されますが、今回の「改正」介護保険法の最大の特徴は、予防給付の要支援1、2の方はサービスが使用できなくなることがある「介護予防・日常生活支援総合事業」が新たに創設されたことです。

この事業は、現在実施されているオムツの配布、配食サービスなどの日常生活支援事業が、自治体の判断で「介護予防・日常生活支

援総合事業」と「介護予防給付」とに振り分けができるものです。

判断するのは地域包括支援センターのケアマネジャーで、現在行われているヘルパーサービスやデイケアサービスも、公民館で行うお食事会のようなものに振り替えてしまうことを自治体の判断でできるようになる改正内容であります。

国は、財政的理由で介護保険給付を削減する仕組みとして「総合事業」を導入しようとしています。今期において「総合事業」を行わないという自治体もありますが、それでは要支援1、2の方は今までどおりサービスを使えて安心かというところでありません。生活支援ヘルパーの利用時間の短縮が出てきております。これまでの全国一律の基準がな

くなり、実施判断はもとより、サービス内容の基準や利用料の負担なども町にゆだねられることとなり、結果的に軽度者を給付から外しサービスを下下させる仕組みになっていきます。

本町として「介護予防・日常生活支援総合事業」を第5期に組み入れるのか伺います。

次に、本町の第4期介護保険料（基準額）3,800円、年額45,600円でありますが、北海道では平成24年4月から保険料の引き上げが検討されており、平均5,000円を超えるといわれております。

保険料の上昇を抑えるために基金の取り崩しによって対応すべきと考えますが、現在、本町の介護給付費準備基金の残高はいくらあるのか。また、第5期の介護保険料はいくらになるのか伺います。

国は法改正にあたってニーズ調査をするように言っています。役場職員が町内を回って、町民の皆さんの要求を調査すべきではないかと思えます。

以上の点について町長の考えを伺います。

町 長
答

ご質問の内容は3点かと存じます。

1点目、町として、サービスの低下が危惧される「介護予防・日常生活支援総合事業」を、第5期介護保険事業計画に組み入れるかどうかでありますが、現在、要支援1・2の方、2次予防の方に対し、現行の高齢者福祉サービスや介護保険の地域支援事業などにより、多様な生活支援策を実施しておりますので、今のところ第5期事業計画には導入しない考えであります。

2点目、介護給付費準備基金の残高と第5期の介護保険料はいくらになるのかとの件であります。第4期事業計画のスタートでありました平成21年4月時点で、準備基金は、約8,800万円ありました。第4期事業計画では、4,300万円を取り崩す予定でありましたが、保険給付費が予想以上に伸びたことから、これを上回り3カ年で約5,100万円を取り崩すことになり、平成23年度末の基金残高は、3,700万円程度になる見込みであります。

また、第4期事業計画では、訪

問 介護、通所介護、小規模多機能型のサービスなど居宅サービスに係る給付実績が、計画時に比べて大きく上回ったことから、第5期事業計画の3カ年の総費用推計におきましても、増大した数値となりますが、保険料の基準額は、月額5,000円を若干超えると試算しております。

3点目、ニーズ調査をすべきで

はないかとの件であります。既に調査は終了しております。民生児童委員に調査を依頼し、8月下旬から9月末までの間に、75歳以上の高齢者1,498人を対象として、77項目の調査項目により実施しました。分析した集計結果に、今後、介護保険事業計画策定委員会の意見を反映させ、第5期介護保険事業計画の策定を取り進めてまいります。

問

① 当麻町の成長戦略は
② 若手の育成は

答

① 必要な施策を計画的に展開
② 後方支援として環境を整備

町内振興・人材育成



善 光 議 員

問

① 菊川町長は、次期町長選挙への不出馬を表明されました。考え抜かれた上でのご決断であろうと推察します。

町長は就任以来、自主・自立の町を目指して行財政改革に取り組み進んでまいりました。限られた財源の中での町財政の立て直し、これは高く評価されるべきだと考えてお

ります。

しかし、3月11日に発生した東日本大震災を契機に国の財政は一層厳しくなり、また、ＴＰＰへの参加となれば農業関係はもとより地域の経済にも深刻な影響が出る懸念されています。当麻町もまさに生き残りを懸けた取り組みが求められる状況になってきました。

そこで、本町がこれからも発展を続けていくためには、今、何が最も重要なことだと思われるか。

また、今後の成長戦略とはどうあるべきか。町長の考えを伺います。

② 全国から多くの若者たちが被災地でボランティア活動に参加しています。その頑張る姿は現地の人々に勇気を与え、賞賛の声も上がっております。

長引く不況の中で、今の若者は決して恵まれた状況におかれてはいません。その中でこの活動は立派であり頼もしい限りです。

本町においても、ここ数年、将来を託すべき優秀な人材が育ってきており、まちづくりの核として大きく成長してほしいと願っています。彼らの自主的な活動を尊重し、必要な金は出すが口は出さ

ないという態度で我々は臨みたいものだと思っております。

町長は、次代を担う若手・後継者の育成に特に力を注がれてきました。町づくりは人づくりと言われるように、本町にとつても重要な課題のひとつであります。町長の若手育成に対する基本的な考え方を伺います

答

町 長

① 私が平成12年に町長に就任して以来、町政の運営につきましては、常に行財政改革との戦いでありました。

議員各位のご指導と町民の皆さんのご理解、ご協力をいただき、人件費や施設等の管理的経費の削減などにより、簡素で効率的な行財政運営の実現に努めるとともに、団体補助金を含め多岐にわたり事務事業の統廃合や縮小、行政サービスに係る受益者負担の見直しなど行政のスリム化に努めてまいりました。

さらに、国が経済対策として実施しました各種臨時交付金の創設なども本町の財政状況の改善に追い風となり、健全財政の運営に目途が立ちました。

このことは、私どもと議員各位

が行財政改革に対し共通の認識を持って取り組んだ成果と捉えております。

さて、ご質問の1点目、本町がこれからも発展を続けていくため、最も重要なことは何か。また、今後の成長戦略はどうあるべきかについてであります。議員もご承知のとおり、本町の基幹産業は農業であります。

農業の持続的な発展が、わが町の経済、まちづくりに多大な影響を及ぼすことから、現在も、また今後におきましても、農業の振興を図ることが最も重要なことと考えております。

加えて、豊かな森林を所有する本町にとりまして林業の振興、依然として景気の低迷により苦戦が続いております。商工業の振興につきましても、また同様のことであり、農業をはじめとして、本町の産業振興のために必要な施策を計画的に展開していくことが、本町の発展につながっていくものと捉えております。

② 2点目の若手育成に対する基本的な考え方についてであります。議員ご指摘のとおり、近年、若い方々が町内イベントをはじめ

町政はあなたのために...

議会を傍聴しましょう



- 町議会の定例会は、年4回（3月・6月・9月・12月）開かれます。
- 町議会の臨時会は、必要に応じて随時開かれます。

次の定例会は3月です。お気軽においでください。

いろいろな行事等を通じ、まちづくりに参画していただき、大変ありがたいと、喜ばしく思っております。すともにも、まちづくりに対し大変重要な存在となっております。

ここで、改めて若い方々のまちづくりへの参加について一部紹介したいと存じますが、当麻町青年会議は、キャンドルライトフェスティバルを主催し、企画立案、会場設営、運営等すべて実施していただいている他、生涯学習フェスティバルでは、サポートメンバーとして運営に協力し、新米・新そばまつりでの出店など多くの活動を行っております。

また、当麻町商工会青年部におきましては、毎年、商店街を中心に花を植え込んだプランターを設置し、美化推進に努めているほか、チャリティービールパーティーやベンチャーキッズの開催など幅広い活動を実施しております。

さらに、当麻農協青年部におきましては、蟠龍まつりの出店、当麻町ナイターソフトボール大会の参加、当麻神社祭の神輿への参加などの活動を行っております。

また、今年の蟠龍まつりを盛り上げたいとの思いから、多くの若



龍おどり

者たちにより当麻蟠龍隊を復活させ、龍おどりの復活の舞を披露していただいた他、蟠龍太鼓保存会、町内ダンスチームの3団体共演によりまつりのラストステージを飾ったことは記憶に新しいところかと存じます。

近年、役場職員におきましても、積極的に諸団体に加入し、若者たちと行動をとるにしております、このことは長年望まれていたことであり、この点もうれしく存じております。

若手育成に対する基本的な考え方がありますが、若者たちに限らず、町民の皆さんには、まちづくりにつきまして、イベントをはじめ多くの行事等に、まず参加して

いただくことが重要なことと考えております。

多くの町民の方が参加し、体験され、思ったことを提言していただく、その提言を取り入れる、この繰り返しなのかと思っております。

町としましては、若者たち自身が「参加して楽しかった」、「すぐくやりがいがある」と思っていただけのように、いわゆる後方支援としての環境整備を整えていくことが最大の役割と考えておりますのでご理解願います。



条例

当麻町子育て総合センター条例の制定について

この条例は、当麻幼稚園横に建設中の「子育て拠点施設」が4月にオープンするため、公の施設の設置及び管理について制定するものです。

子育て家庭の保護者及び児童に對して、安心して子育てができる環境を整えるとともに子どもを育成を支援し、児童福祉の向上に資することを目的として、名称、位置、施設の内容等を定めました。

当麻町子育て支援センター設置条例の一部を改正する条例について

この条例は、子育て支援センターが、4月にオープンする「子育て総合センター」内に設置されるため、条文について整理するものです。

題名を「当麻町子育て支援センター条例」に改め、目的、位置、職員の配置、実施事業等について改正しました。

当麻町母子通園センター設置条例の一部を改正する条例について

この条例は、母子通園センターが、4月にオープンする「子育て総合センター」内に設置されるため、条文について整理するものです。

題名を「当麻町母子通園センター条例」に改め、位置、実施事業、利用対象者等について改正しました。

当麻町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について

この条例は、幼稚園の教育時間終了後及び幼稚園の休業日に、希望する保護者の幼児を対象として、引き続き保育活動を行う「預かり

保育」の実施に伴い、「子育て総合センター」内に「預かり保育室」が設置されるため、条文について整理するものです。

題名を「当麻町立幼稚園条例」に改め、幼児定員の改正、預かり保育に係る保育料の設定、保育料等の減免などについて改正しました。



規約

上川広域滞納整理機構規約の変更について

この規約は、上川管内中央部8町及び1団体に組織している上川広域滞納整理機構に、美深町が4月から加入することに伴い、地方自治法の規定に基づき変更しました。



協定

定住自立圏の形成に関する協定の変更について

この変更は、現在、旭川市と結んでいる協定に、新たに連携する事業として、「地域公共交通確保維持改善事業」の項目を追加し、路線バス等の公共交通を確保する

ために必要な取り組みを行うべくものです。



協議会

上川中部地区広域市町村圏振興協議会の廃止について

この協議会は、昭和47年に設立し、行政区域を越えた広域的な課題の解決や地域振興施策に取り組みが一定の成果をあげたことや、上川管内中央部市長・町長会議をはじめ、協議や情報交換の場があるほか、定住自立圏に係る連携事業の協議など新たな広域連携が行われているため、この協議会を廃止します。



認定・廃止

町道路線の認定及び廃止について

公営住宅ニュータウン団地内の道路工事に伴い、西5条道路の終点の位置が変更となるため、道路法の規定に基づき、既認定路線を廃止し、新たに路線を認定するものです。



補正予算

平成23年度当麻町一般会計補正予算(第6号)

現行の予算に7,702万4千円を追加し、予算の総額を46億523万6千円としました。

◎補正の主な内容

歳出では、総務費の財産管理費で、土地開発基金により取得した当麻ダム上流部の山林等約317haの土地を一般会計で買い取るため公有財産購入費で増額。民生費の子育て拠点施設建設費で、平成22年度予算の繰越明許費で実施したことに伴う減額。教育費の学校建設費で、国の第3号補正予算の編成により当麻中学校校舎耐震補強事業を増額しました。

歳入では、地方交付税と国庫支出金を増額。道支出金で減額。町債を増額補正しました。

地方債では、子育て支援拠点施設建設事業を廃止し、ニュータウン団地道路等整備事業と当麻中学校校舎耐震補強事業を変更しました。

質 疑

問

長瀬議員

林業振興費の「21世紀北の森づくり推進事業」が「未来につながる森づくり推進事業」にかわっていますが、内容を伺います。

答

農林課長

この事業は予算を増額しての組み替えて、道補助金の「21世紀北の森づくり推進事業」は私有林の造林に対する補助であります。この事業は22年度で終了しました。

町として、私有林の造林は絶対に必要だということで、23年度については町の単費事業のみで予算措置をしていました。

23年7月に道の「21世紀北の森づくり推進事業」の後継事業として「未来につながる森づくり推進事業」に変更されています。

補助の自身はほとんどかわりませんが、国が68%、町が26%負担することで道から16%の補助が受けられ、所有者負担が6%で造林できる事業です。

問

山下議員

当麻中学校校舎耐震補強事業の説明をお願いします。

答

教育課長

4月に契約をし、12月にかけて工事を行う予定になっていいます。最初は1階の職員室、教室の全てを、次に2階の教室を改修する予定です。

また、職員室等に関しては、多目的ホールを仕切り、そこに移動する計画をしています。

平成23年度当麻町国民健康保険特別会計（事業勘定）

補正予算（第2号）

現行の予算に780万円を追加し、予算の総額を10億1,094万円としました。

◎補正の内容

歳出では、保険給付費の一般被保険者高額療養費と退職被保険者等高額療養費で、給付対象となる高額な医療費の増により増額しました。

歳入では、国庫支出金、療養給付費等交付金、諸収入を増額補正しました。

平成23年度当麻町介護保険特別会計補正予算（第3号）

現行の予算に36万8千円を追加し、予算の総額を8億5,821万4千円としました。

◎補正の内容

歳出では、総務費の一般管理費と地域支援事業費の介護予防ケアマネジメント等事業費で、負担金の改定に伴い職員共済組合負担金の増額。保険給付費の高額介護予防サービス等費で、要支援者の給付金申請件数の増により増額しました。

歳入では、国庫支出金、支払基金交付金、道支出金、繰入金で増額補正しました。

平成23年度当麻町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

現行の予算に12万8千円を追加し、予算の総額を1億6,682

万8千円としました。

◎補正の内容

歳出では、公共下水道費の一般管理費で、4月の職員人事異動に伴い、給料、手当、共済費を増額しました。

歳入では、繰入金と前年度繰越金を増額補正しました。

意見書

地方の声を国政の場へ

第4回定例会で産業福祉常任委員会から提出されました意見書1件を可決し、内閣総理大臣ほか各関係省庁などに提出しました。なお、内容は次のとおりです。

環太平洋経済連携協定に反対する意見書

このたび、政府は、環太平洋経済連携協定（TPP）交渉への参加を表明した。

農林水産業を基幹産業とする本道において、TPPが締結されると、海外の安い農水産物が大量に流入し、農山漁村は崩壊するおそれが高い。

こうした中で、国民に対して情報提供がなされず、国民合意がないまま、交渉参加に向けた関係国との協議の開始を総理大臣が表明したことは極めて遺憾である。

今、政府が行うべきことは、足腰の強い農林水産業を構築し、農山漁村を再生させることである。

よって、国においては、TPPの締結が地方の産業と国民生活に及ぼす影響などについて十分な情報提供とあわせて、国民的な議論を行うとともに、引き続き、道民・国民合意のないまま、関税撤廃を原則とするTPPには参加しないことを重ねて強く要望する。

各常任委員会の行政視察報告

総務文教、産業福祉の2常任委員会では、10月から各常任委員会が所管する行政視察を実施しました。視察の内容を今後の町政に反映すべく、その概要を報告します。

和寒町

議会活性化に向けて 議会改革の取組みを調査

●総務文教常任委員会／視察日 平成23年10月25日

平成に入り、自治体の大合併と地方分権の流れが加速する中、その流れに対応すべく道内外の自治体では議会改革に着手し、過疎・高齢化や住民の自治意識の低下などに対応した新しい議会のありようを模索する動きが出てきている。

総務文教常任委員会では、上川管内和寒町の議会改革をモデルに視察し、現状と課題などを検証すること、当麻町におけるあるべき議会改革の姿を検討しました。

和寒町は人口約3,800人、議員定数が平成19年5月以降10名の町ですが、平成5年頃よりすでに議会改革に着手されている。その一つは当時、議会広報紙を発行していなかったこともあり、より開かれた議会を目指して夜間に開催する「ナイター議会」や傍聴者増をねらった「サンデー議会」の開催でした。

当初は議会傍聴者も50名前後いたようですが、回を重ねるうちに

減少傾向が現れ、平成17年の「サンデー議会」（傍聴者21名）を最後に「ナイター議会」については平成5年の一度だけの開催とのことである。中止の主な理由は、傍聴者の減少に加えて職員、とりわけ管理職より時間外勤務への不満が出たことにあるようです。

その後、平成7年に議会報「ワットサム」を発行。平成19年頃からは議会改革を先行実施している栗山町や白老町議会を視察し、事務局が中心となって議会改革に関する資料収集をするなど、改革へ向けて準備に入りました。

さらに平成21年には議会傍聴者を規制していた「議会傍聴人取締規則」を全面見直し、より傍聴しやすい環境づくりにも取り組みました。加えて議員による住民への「議会報告会」の試行開催や本会議での「一問一答」方式を試行実施し、平成22年4月には「議会

基本条例」と「議会会議条例」の施行にこぎつけている。

和寒町議会の、住民の視点に立った地道で息の長い取り組みは、高く評価されるものであり、平成22年度には全国町村議会議長会からの表彰を受けている。

二元代表制をとる地方自治の主体者は住民であり、住民と議会との関係性を規定したものが「議会基本条例」であるとすると、議会改革は常に住民の意思を尊重し、それらを取り込みつつ住民との協働作業で作り上げるべきものであると思います。現実的には「議会基本条例」のほとんどが議会側による単独作成です。その結果として、住民を巻き込まない「議会改革」は希薄化する住民の自治へ



の参加意識を回復することに繋がらず、条例を設置しても時間の経過とともに形骸化することも懸念される。

当麻町議会では、今後「基本条例」の制定を視野に入れつつも、和寒町や他の自治体の改革事例を

参考に、まずは現行制度の問題点を洗い出し、関連条例や規則の運用方法の改善を図る中で、議会の活性化と、開かれた議会を目指すための方策を見出していくことが改革への第一歩かと思われる。

遠別町

生涯学習センターの

施設運営について

●総務文教常任委員会／視察日 平成23年10月25日

1 生涯学習センター（愛称マナピイ21）建設の経緯

遠別町は、総人口3,060人で主要産業は漁業、農業、酪農、林業などで稲作の北限地でもある。昭和47年に「遠別町福祉センター」が建設されましたが、22年経過し老朽化が進み手狭にもなり、サークル活動や生涯学習の推進に支障をきたしてきたことと、若者層を定住させる活動の場としての生涯学習の拠点施設として平成6

〜平成8年度の3カ年で建設されている。総事業費は14億5,583万円、千円で、鉄筋コンクリート造（一部鉄筋造）2階建、建物の面積は

2,849.39㎡（1階2,142㎡、2階707.39㎡）で、主な施設として、1階に多目的ホール（電動移動式観覧席352席）、ステージ、研修室A、B、小会議室、調理室、図書室、事務室ほかで、2階は創作活動室、視聴覚室、和室A・Bとなっている。

2 利用状況

ホールの利用状況は時間帯により稼働率に差があるが、センター全体の稼働率は92%と高い。移動席の利用については、ここ数年大規模なイベントがないことから、年20回の利用にとどまっている。

また、ホールの移動席の前にパンプ椅子200席を入れて合計5



遠別町マナピイ21の多目的ホールにて

00人前後の収容ができるが、移動席だけの場合はステージからの距離が遠すぎる欠点もある。

ステージは広く、緞帳がそのままたたまずに収納できるほど天井も高いが、当初より反響板を取り付けていなかったため、利用者か

らの評判は良くないようである。研修室や和室には、イベントの控え室にも使えるように化粧台や姿見の鏡が備え付けられ、調理室には業務用冷蔵庫や洗濯機があるなど利用者が使いやすいように工夫されている。

ただ、ホールの施設整備にこだわり過ぎて50人〜100人収容の大会議室がないことと、施設が中心街から離れていて、利用者が年々減少していることが課題としてあげられていた。

人口3,000人の町にしては、多目的ホールが少々大きすぎる感じではありましたが、近代的設備も充実しており、当町の公民館建設の参考になるものと思われる。

稚内市

クリーンエネルギーの

利用について

●総務文教常任委員会／視察日 平成23年10月26日

「稚内メガソーラー発電所」は、平成18年から独立行政法人新エネルギー産業技術総合開発機構（NEDO）による「大規模電力供給

用太陽光発電系統安定化等実証研

究」の施設として整備され、平成23年3月をもって5年間の実証研究が終了している。

稚内市は、自然環境において、積雪、寒冷、強風と気象条件が厳

しい中、大規模太陽光発電システムの様々なデータを取得できること、広大な土地を有していることが指定の要因として挙げられている。

研究終了後、市が施設の無償譲渡を受け維持管理を行っており、経済産業省から認定を受けた「稚内次世代エネルギーパーク構想」の中心施設として活用していくほか、発電した電力を公共的に使用していくなど、日本の最北から日本全土へ太陽光利用の普及促進に努めている。

敷地面積は、約14ha（東京ドーム3個分）で、日本最大級の太陽光発電施設として5,020kwを発電しており、その電力量は一般家庭の約1,700世帯分となった



広大な平地に広がるソーラー発電パネル

ている。また、平成10年から風車による風力発電施設が建設され、現在74基となり76,355kwの電力を発電、両施設で市内全体で使われる電力の90%を発電していることになるが、市民への供給は電力会社しか認められていないので、主として電力会社に売っている。

なお、市民を対象とした省エネ対策補助の実施については、設備性能が時期尚早なのか、稚内市としては行われていなかった。

道内では、クリーンエネルギーの総発電量に占める割合は2%にとどまっており、そのほとんどが風力発電によるもので、太陽光発電の出力は風力の3%にすぎない。太陽光発電については、パネルの発電能力に課題はあるが、今後技術革新が図られ割高な導入コストが解消できれば、一般家庭に普及される可能性が期待できる。

今年、福島原発事故があり新たなエネルギー政策が求められ、安心で安全、省エネに対する国民の考えは誠に顕著と思われる。また、「地球温暖化」等の環境問題が深刻化している中、太陽光発電に対する関心は高いものと思われる

る。「環境都市わっかない」人と地球にやさしい町づくりの取り組み

栗山町

農業振興公社の事業内容と 農地流動化対策を調査

● 産業福祉常任委員会／視察日 平成23年10月31日

栗山町は、道都札幌市より車で1時間の道央圏にあり、人口13,343人の田園地帯であります。

栗山町農業振興公社は米価の大幅な下落や農業所得の低下など農業を取り巻く環境が厳しさを増す中で、平成12年に農業振興プロジェクトチームが発足し、町・J.A.・農業共済組合・農業改良普及センター・農民協議会・農業委員会や土地改良区で構成され、アドバイザーに北大農学部などを置き、平成16年に公社を設立した。

第1期(平成12年から16年まで)では、中山間地域等直接支払事業交付金の40%を「栗山町農業振興基金」として町が所管し、栗山農業ルネッサンスの実現に向け独自の取り組みを行い、「拡大と集約」農業の実現を目標に、第1に地の

は先進地として、今後、さらに情報を発信されることに期待したい。



栗山町にて

利を生かした生産・販売、第2に意欲と能力の高い担い手の育成、第3に生産性の高い農地整備という具体的戦略プランを掲げている。特に、第3期(平成22年から26年まで)では、中山間地域等直接支払事業交付金の30%を活用し、およそ2億5,000万円の事業費で総延長95kmのシカ侵入防護柵

を公社が直接工事に係わり事業施工していることである。

農地の流動化対策では、平成16年頃から少しずつ増えてきている耕作放棄地を、どのように新規就農者や若い世代に規模拡大として繋げていくかは大きな課題であるが、公社は鹿児島県の農業生産法人と連携し冬季に研修生を派遣し年間通して安定した就農を実現、法人は町の遊休農地を活用して鹿児島県では夏場で切れる野菜栽培を目指す。法人受け入れによって耕作放棄地の解消と研修生育成の両面で地域農業の担い手確保と地域振興に着々と取り組んでいる。

栗山町は、一経営体あたりの年間所得を概ね480万円を目標に掲げ、低コストの圃場整備と農地流動化が円滑に実施されるよう、毎年すべての農業者にアンケート調査を実施し、さらに農業者が効率的な農業経営を行えるようマップングシステムを導入、くりやま農業未来塾やくりやま農業女性塾を開講し担い手の育成を推進するなど、その先進的な取り組みは大いに参考になるものでした。

沼田町

雪を利用した農業振興について 農地流動化対策について

● 産業福祉常任委員会／視察日平成23年11月1日

沼田町は、明治27年開拓の鉞が入れられ、豊富な地下資源を生かし昭和5年に炭鉱の本格的な操業と私鉄留萌鉄道の開通により、炭鉱産業は一躍農業と並ぶ基幹産業として発展を遂げている。しかし、時代の変遷とともに石炭の需要が激減し昭和44年には3炭鉱全てが閉山を余儀なくされ、人口が激減の一途をたどっている。

農業においては、圃場整備及び近代化施設整備事業に早くから取り組み、水稲を基幹作物として振興してきたが、昭和45年からの生産調整により他の作物への転作を余儀なくされ、町では農業基盤の充実に力を入れ、昭和53年には農林省から農業総合整備モデル事業実施計画地域に選定されたことをはじめ、各種事業の展開、水稲を中心に畑作、花卉栽培等の振興を図っている。

水稲作付は2,526haで農産物生産高の約80%占め、転作田と

普通畑を含め約1,100haで小麦、大豆、そば等を作付している。沼田町は、北海道でも有数の豪雪地帯に位置し、毎年大量に降る雪を逆手に地域資源として利用し、まちの活性化を図る「雪と共生するまちづくり」に取り組み、雪を活用した「利雪型農業」を推進している。

平成7年度には世界初の雪冷房システムによる沼田町米穀低温貯留乾燥調製施設を町事業主体で建設し、水稲作付面積のほぼ100%（平成22年実績）の半乾燥粉を荷受され、当施設で乾燥調製された米を「雪中米」として出荷している。

また、町内では個人利用も含め10カ所の雪の利用施設があり、基幹産業の農業分野に雪を活用した雪中みそや雪中じゃがなどの「雪中」ブランドの開発にも取り組んでいる。

自然雪を利用した冷熱エネルギー

1を最大限に活かしての食料の貯蔵流通体制を確立しようというのが沼田町の目指す「食料の貯蔵流通基地構想」であり、東日本大震災を受け、大災害時に対応するために食料貯蔵流通基地の設置を目指している。

農地の流動化対策については、平成13年から農地流動化対策支援事業を展開し、第1期対策として農地保有合理化事業（北海道農業開発公社事業）に参加して農地を取得する場合に公社へ支払う諸経費相当額を助成している。また、農業経営基盤強化促進法に基づく幹旋により農地を取得し、制度資金を利用した場合にも約定償還分を助成している。第2期対策は平成16年から、第3期対策は平成19



沼田町の「雪の科学館」にて

年から、また第4期対策を平成22年から平成24年までとして、平成22年までの9年間で75件、農地流動面積2,952,343㎡、助成額で1,370万5千円の農地流動化対策が行われている。

沼田町は、恵まれた自然条件を最大限に生かし、農業者及び地域のたゆまぬ努力によって消費者との信頼の中、次世代の担い手が希望の持てる農業を目指していた。

小平町

寧楽共働学舎の理念と

運営について

● 産業福祉常任委員会／視察日 平成23年11月1日

寧楽共働学舎は、留萌郡小平町の海岸から14km山側に入った寧楽地区に1977年（昭和52年）に開設され、心身に様々な問題を抱え、外の社会では1人で生活できない人や、田舎で生活を楽しみたいという人など様々な人が、一人一人の力を合わせほぼ自給自足の生活を送っている。

現在、20歳から87歳までの男女24人のメンバーが豚と鶏を育て、米と野菜を作り、豚肉、卵、ソーセージ、ベーコンを販売し、代表の毛利夫妻と24時間の共同生活で暮らしており、わずかであるが給料も支払われている。

荒地を自分たちの手で切り開き、寧楽共働学舎がスタートして今年



寧楽共働学舎にて

で35年目を迎えるが、現在共働学舎はNPO法人化され、全国で5ヶ所あり、道内では小平町と新得町の2ヶ所で運営されている。自治体の助成を受けず、豚肉・卵やその加工品の売り上げと寄付金で生活を賄っている。

ひきこもりやホームレスの青年など社会になじめない人たちが居場所を求めてこの施設に来ており、寧楽で生きる自信をつけて社会に

巣立って欲しいし、寧楽を拠点として外の社会でいろいろな経験を積み大きく成長することを期待していきたい。

平成23年（11月28日開催）

第5回臨時会

条例の一部改正1件について審議しました。
（審議結果は19ページをご覧ください）

条例

当麻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

この条例は、人事院勧告に基づき職員の給与について改正するものです。

改正内容は、月例給で民間の給与水準を上回っている50歳代の職員が在職する号俸に重点を置き、40歳代以上が在籍する号俸を対象に行政職給料表について平均で0・2%引き下げました。また、平成18年に実施した給与

報告

例月出納検査の結果

監査委員より平成23年9月、10月、11月に実施した検査結果が報告されました。



「上川管内町村議会議員研修会」が旭川で開催 上川町では「中央部5町議会議員研修会」を開催

平成23年度上川管内町村議会議員研修会が昨年の11月9日に
□ワジールホテル旭川で開催されました。

今回は「議会が変われば自治体が変わる」と題して北海道大
学名誉教授の神原勝氏による
講演と、「大丈夫か、日本の
危機管理体制」と題して帝京
大学教授で元自衛隊北部方面
總監の志方俊之氏による講演
を中心に進められました。

神原氏は、「議会改革は議
会の内部改革では意味がな
い」と説明され、「住民、首長、
職員にも影響を与える議会改
革を」と講演されました。

志方氏は、危機管理に関す
る課題として、「緊急事態基
本法」の整備と「危機管理・
防衛・安全保障に関する基本
的な課題について国民的合意
が必要」と講演されました。

また、11月11日には中央部
5町議会議員研修会が上川町
で開催され、上川の佐藤町長
が「上川町のまちづくり」に
ついて講演されました。



議会のうごき

11月11日
▼
2月10日



幌加内町議会来町

11月
11日 中央部5町議会議員研修
会（上川町）
15日～19日

町村議会議長全国大会・
上川町村議会議長会現地
研修会・上川町村議会議
長会臨時総会（議長↓東
京都他）

12月

- | | |
|-----|---|
| 24日 | 幌加内町議会総務産建常
任委員会来町（正副議長・
各委員長） |
| 25日 | 交通安全町民集会・演芸
の夕べ |
| 26日 | 当麻消防団第一分団創立
100周年記念式典並び
に祝賀会 |
| 28日 | 第5回臨時会 |
| 30日 | 産業福祉常任委員と森林
組合役員との懇談会 |
| 1日 | 総務文教常任委員会 |
| 2日 | 上川中央部町議会議務局
長会議（局長↓旭川市） |
| 5日 | 産業福祉常任委員会 |
| 6日 | 大雪浄化組合議定会定例
会・愛別町外3町塵芥処
理組合議定会定例会（組合
議員↓比布町） |
| 8日 | 議会運営委員会 |
| 9日 | 障がい者福祉の集い
上川中央部市・町議会展
副議長会議（議長↓愛別
町） |
| 13日 | 市街地区町内会連合会役
員及び民生委員合同研修
会（副議長）
上川中部消防組合議会展
時会（組合議員↓上川町） |

1月	14日	第4回定例会 全員協議会
	19日	議会報編集特別委員会 歳末における地域安全運 動（議長）
	21日	議会運営委員会
	27日	議会報編集特別委員会
	28日	当麻米産地形成協議会定 期総会（議長）
2月	1日	議会報編集特別委員会
	8日	成人を祝う会
	11日	議会運営委員会
	24日	議会報編集特別委員会 全員協議会



新年交礼会



各委員会の
活動について
お知らせいたします。

総務文教常任委員会

12月1日

- 上川広域滞納整理機構規約の変更に
ついて
- 定住自立圏の形成に関する協定の
変更について
- 上川中部地区広域市町村圏振興
協議会の廃止について
- 当麻町子育て総合センター条例
の制定について
- 当麻町子育て支援センター設置
条例の一部を改正する条例につ
いて

- 6日 議会運営委員会
上川中央部市・町議会議
長会定例会議（議長↓比
布町）
- 7日 交通安全3団体新春懇談
会（議長）
地域農業再生協議会（議
長・産福委員長）

産業福祉常任委員会

12月5日

- 農作物の出荷状況について
- 平成23年度農業者戸別所得補償
交付予算額について
- 町道路線の認定及び廃止につ
いて



子育て支援拠点施設

建設

- 建設工事の進捗状況について
- 子育て支援拠点施設建設工事
（建築主体）現地視察

議会運営委員会

12月8日

- 第4回定例会の運営について
- 意見書の提出について
- 閉会中の所管事務調査の申し出
について
- 会期及び日程について
- 議会改革について

12月21日

- 議会改革の素案検討について
- 今後の進め方について

1月11日

- 議会改革の素案検討について
- 今後の進め方について

2月1日

- 議会改革の素案検討について
- 今後の進め方について

議案審議の結果

第4回 定例会

事件番号	件名	結果	議決月日
議案 第53号	当麻町子育て総合センター条例の制定について	原案可決	12月14日
議案 第54号	当麻町子育て支援センター設置条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案 第55号	当麻町母子通園センター設置条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案 第56号	当麻町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案 第57号	上川広域滞納整理機構規約の変更について	原案可決	
議案 第58号	定住自立圏の形成に関する協定の変更について	原案可決	
議案 第59号	上川中部地区広域市町村圏振興協議会の廃止について	原案可決	
議案 第60号	町道路線の認定及び廃止について	原案可決	
議案 第61号	平成23年度当麻町一般会計補正予算(第6号)	原案可決	
議案 第62号	平成23年度当麻町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)	原案可決	
議案 第63号	平成23年度当麻町介護保険特別会計補正予算(第3号)	原案可決	
議案 第64号	平成23年度当麻町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決	
意見案 第8号	環太平洋経済連携協定に反対する意見書の提出について	原案可決	
	常任委員会の行政視察報告について (総務文教常任委員会) (産業福祉常任委員会)		
	閉会中の所管事務調査の申し出について (総務文教常任委員会) (産業福祉常任委員会) (議会運営委員会)	承認	

第5回 臨時会

事件番号	件名	結果	議決月日
議案 第52号	当麻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	11月28日

産業福祉常任委員と 森林組合役員との懇談会

産業福祉常任委員と森林組合役員との懇談会を昨年の11月30日に農業合同事務所で開催しました。

今回は、高性能林業機械による造材現場の現地視察の後、「民有林振興について」というテーマで、森林組合代表理事組合格長中瀬巨氏から当麻町の民有林の現況について説明があり、その後、産業経済常任委員と森林組合役員で森林再生プランや人材の育成等について熱心な議論が交わされました。



あとがき

この冬の道内は寒気の影響で極地に記録的な「大雪・しばれ」に悩まされ日常生活に支障をきたしている状況ですが、早くもハウスのビニールかけが始まり、道内外に名を馳せる当麻農業がスタートしました。今年も品質・生産量等々の日本一を目指し、行政・生産組織・生産者が一体となり努力の成果が得られるよう願っています。

今年、当麻町は明治26年に屯田兵が入植し、本格的な開拓の鍬が入られて以来多くの先人の英知とたゆみない努力により、現在では自然豊かな田園地域へと大きく発展を遂げ「屯田開拓・開基120年」の記念イベントも計画しています。また、菊川町政4期目に入り、第4次総合開発後期計画にもとづき「新たな町づくり」にむけたかじ取りを行ってもらえるものと思います。

今回の議会報は、平成23年12月開催の第4回定例議会について編集しています。主な議案は、保護者が安心して子育てできる拠点施設の平成24年4月オープンに向けての条例制定と一部条例改正についてを審議しました。

町民の皆様、まだまだ寒い日も続きますがお身体に十分気を付けられてお過ごしください。

(中港)



委員	副委員	委員	委員
善光	前田	中港	田澤
英治	三勝	千夫	なぎさ